

専決処分第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

平成29年11月9日

四万十町長 中尾 博憲

損害賠償の額を定めることについて

- 1 相手方 住所 (略)
氏名 (略)
- 2 事件の概要 本町の住宅新築資金等貸付金に係る債権保全のため、平成29年3月31日付けで高知地方裁判所に申立てを行った平成29年(ケ)第16号の担保不動産競売事件について、最高額買受人が決定した後に申立てを取り下げたことにより、当該買受人に損害を与えたもの。
- 3 損害賠償額 金481,488円